

第21回花の国づくり共励会 花き技術・経営コンクール実施要領

1. 目的

我が国の園芸の将来を担い、かつ国民生活に潤いと安らぎをもたらすものとして重要な役割を担っている花きについて、生産分野の技術・経営の向上・発展を図ることを目的とする。

2. 開催団体

- (1) 主催 財団法人日本花普及センター
- (2) 後援 農林水産省（予定）
- (3) 協賛 社団法人日本花き生産協会（予定）
社団法人日本花き卸売市場協会（予定）
社団法人全国農業改良普及支援協会（予定）

3. 出品資格

露地花きにあつては栽培面積が1ha以上、施設花きにあつては栽培面積が50a以上の花き生産を主とする農業者等であつて、技術・経営に優れ、地域社会に支持と共感を得ているものとする。

4. 出品方法

出品は、自薦、他薦を問わず、「花の国づくり共励会－花き技術・経営コンクール応募用紙（別添1、2）」に所定の事項を書き込み、それに基づく経営及び活動の記録等の必要な資料を添付して提出する。

5. 審査方法

(1) 予備審査

財団法人日本花普及センターは、自薦、他薦を問わず応募用紙が提出された出品財について、書類審査等により本審査の対象となる出品財を選考する。

(2) 本審査

別紙2の審査委員は、別紙の審査基準に基づき書類審査、必要に応じて現地調査を実施して、公正な審査を行う。

6. 表彰

- (1) 特に優秀と認められた出品財に対して農林水産大臣賞（2点）、優秀と認められた出品財に対して生産局長賞（4点）、財団法人日本花普及センター会長賞（数点）をそれぞれ授与する。
- (2) 農林水産大臣賞出品財は、国の定める「農林水産祭表彰要領」に基づき天皇杯等の

選賞資格を有する。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ経営主の配偶者の貢献度が高いと認められる場合にあっては、夫婦連名で表彰することができる。

但し、農林水産祭参加行事の農林水産大臣賞並びに生産局長賞に限る。

- ① 家族経営協定を締結していること。
- ② 推薦書等において経営主の配偶者の作業分担、従事日数等が概ね5割に達していることと確認できること。
- ③ 農業改良普及センターなどの現場指導組織による意見書が添付されていること
なお、推薦の段階で夫婦連名であるものについては、(財)日本花普及センター会長賞についてもこれに準ずる。

7. 事務局

標記コンクールを実施するため、事務局を(財)日本花普及センター内に設置する。

8. 開催日程

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 出品募集期間 | 平成23年8月～11月 |
| (2) 予備審査 | 平成23年11月～12月上旬 |
| (3) 本審査 | 平成23年12月中旬 |
| (4) 現地調査 | 平成24年1月下旬～2月中旬 |
| (5) 表彰式 | 平成24年3月中旬 |

花き技術・経営コンクール審査基準

- 1 立地条件を活かした合理的、安定的な経営であること
- 2 経営に計画性と展望をもち、近代化、拡大化の方向をたどっていること
- 3 消費動向を的確にとらえ、消費者ニーズに応える経営を行っていること
- 4 栽培技術は、科学的基礎に基づき、その水準が高く優れ、改善意欲が盛んなこと
- 5 生産基盤の整備、資本整備の投資がかなり行われ、その利用効率が高いこと
- 6 土地利用及び労働力利用が合理的であること
- 7 生産性が高く所得が水準以上と認められること
- 8 労働軽減等により、ゆとりある農業を実現していること
- 9 環境保全に対する工夫や配慮が見られること
- 10 国際化対応を考慮した経営がなされていること